

平成23年(ヨ)第4354号 記者席割当仮処分命令申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

1(1) 本件申立ての債務者は、当庁平成23年特(わ)第111号政治資金規正法違反被告事件（以下「本件刑事事件」という。）を審理する裁判体の裁判長である。債権者は、当裁判所に対し、「債務者は、債権者に対し、平成23年特(わ)第111号政治資金規正法違反被告事件の平成24年1月10日及び同月11日の刑事公判について、記者席1席を割り当てよ。」との仮処分命令の発令を求めた。

(2) 本件申立ての理由は、申立書記載のとおりであるから、これを引用する。
債権者は、本件申立ての理由として、要旨、①債権者は、憲法21条1項、82条1項に基づく権利として、裁判を傍聴する権利を有し、その帰結として、裁判所に対し傍聴席の割当を求める権利を有すること；②債権者は、ジャーナリストとして顕著な実績を有し、一般の傍聴希望者よりも国民の知る権利に奉仕するところが大きいところ、債務者が、本件刑事事件の公判において、傍聴席に空席がみられるにもかかわらず、他の報道関係者に傍聴用の記者席を割り当てる一方、債権者のために傍聴席を割り当てないのは、著しく合理性を欠き、債権者が有する前記の権利を違法に侵害するものであること、③債務者又は当庁関係者の従前の対応に照らすと、債権者に対し同様の対応が繰り返される可能性が高いといえるところ、前記公判において債権者が傍聴席を確保できない場合は、回復しがたい重大な損害が生じること等を主張する。

(3) 本件申立てが、債務者に対し、裁判所傍聴規則1条1号に基づく裁判長の処

置として、債権者に記者席の割当を命ずる趣旨の仮処分命令の発令を求めるものであることは、本件申立ての趣旨（前記(1)）及び理由（同(2)）に照らし明らかである。

2 本件申立ては、却下を免れない。その理由は、以下のとおりである。

(1) 裁判所法71条1項は、法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行うものと定め、同条2項は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の執務を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができるものと規定している。これらの規定は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官が、法廷の威信と静肅で秩序正しい手続を確保するために必要な一切の措置を執ることができる権限、すなわち法廷警察権を有することを明らかにするものである。また、裁判所傍聴規則1条1号は、裁判長又は一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるとときは、傍聴につき傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許す処置をとることができる旨を規定しているところ、この規定は、裁判長又は一人の裁判官に、法廷警察権の一内容として、法廷の秩序を維持するために、傍聴について予防的な措置を執る権限を付与するものと解される。以上の各規定の内容及びその趣旨にかんがみると、事件報道に従事する記者等に対して一般の傍聴希望者とは別にいわゆる記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てるか否か、その割当をいかなる範囲でいかなる者に対して行うかは、特定の裁判手続を行う裁判体の裁判長又は一人の裁判官が、前記の法廷警察権の行使の一環として、当該裁判手続での法廷における秩序を維持する観点から、広範な裁量に基づいて専権的かつ自律的に判断すべきものというべきである。

裁判長又は一人の裁判官に対し、他の裁判所が、民事訴訟又は民事保全の手続において、裁判により特定の者に記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てる処置を執るべきことを命じ、その履行を強制することは、前述のとおり、

裁判長又は一人の裁判官が自ら行使すべき法廷警察権に直接介入するものであり、当該裁判長又は一人の裁判官の職權行使の独立（憲法76条3項）を侵すものもあるから、憲法を含めたわが国の現行の法制度のもとにおいては、許されないというべきである。本件申立ては、本件刑事事件を審理する裁判体の裁判長の専権事項に関わるもので、他の裁判所においてすることが許されない裁判を求めるものに他ならず、不適法である。

(2) なお、憲法82条1項は、裁判の公開を制度として保障するものであつて、個人が裁判所に対し特定の裁判の傍聴を権利として要求できることまで認めるものとは解されず（最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89頁）、事実の報道の自由が憲法21条1項により保障され、そのための取材の自由が十分尊重されるべきものであることを前提としても、そのことから直ちに、裁判長又は一人の裁判官が法廷における秩序の維持のためにする処置について、個人が当該裁判長又は一人の裁判官に具体的な作為を求める権利を有すると解することもできない。債権者が裁判員の参加に関する刑事裁判に関する法律1条を引用する点は、独自の見解であり、採用できない。

したがって、債権者が主張する傍聴の権利ないし特定の個人ないし報道関係者のために傍聴席の確保を求める権利が法令上保障されているものと認ることはできない。本件申立ては、以上の点においても前提を欠くものであり、失当である。

3 よって、主文のとおり決定する。

平成23年12月22日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福島政幸

裁判官 一 原 友 彦

裁判官 小 松 秀 大

これは正本である。

平成23年12月22日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 藤田和久

即時抗告申立書

2012年（平成24年）1月4日

東京高等裁判所
民事部御中

抗告人代理人弁護士	渡辺 博
同	飯田 正剛
同	久保内 浩嗣
同	大谷 玲奈

記者席割当断行仮処分命令申立て却下決定抗告事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

貼用印紙額 金 3000円

予納郵券額 金 2300円

上記当事者間の東京地方裁判所平成23年（ヨ）第4354号記者席割当仮処分命令申立て事件について、同裁判所が平成23年12月22日にした下記決定に対し、不服があるので、即時抗告を申し立てる。

原決定の表示

事件番号

東京地方裁判所平成23年(ヨ)第4354号記者席割当仮処分命令申立事件

主 文

- 1 本件申立を却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す
 - 2 相手方は、抗告人に対し、平成23年特(わ)第111号政治資金規正法違反被告事件の平成24年1月10日及び同年同月11日の刑事公判について、記者席1席を割り当てよ
 - 3 申立費用は相手方の負担とする
- との決定を求める。

抗告の理由

第1 原決定の内容

- 1 原決定の理由1(法廷警察権、裁判官の独立など)

原決定は、裁判所法71条1項、同条2項及び裁判所傍聴規則1条1号が、裁判長又は一人の裁判官に、法廷警察権の一内容として、法廷の秩序を維持するため傍聴について予防的な措置を執る権限を付与するものと解されると、その各規定の内容及びその趣旨にかんがみると、事件報道に従事する記者等に対して一般の傍聴希望者とは別にいわゆる記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てるか否か、その割当をいかなる範囲でいかなる者に対して行うかは、特定の裁判手続を行う裁判体の裁判長又は一人の裁判官が、前記の法廷

警察権の行使の一環として、当該裁判手続での法廷における秩序を維持する観点から、広範な裁量に基づいて専権的かつ自立的に判断すべきものというべきであり、裁判長又は一人の裁判官に対し、他の裁判所が、民事訴訟又は民事保全の手続において、裁判により特定の者に記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てる処置を執るべきことを命じ、その履行を強制することは、裁判長又は一人の裁判官が自ら行使すべき法廷警察権に直接介入するものであり、当該裁判長又は一人の裁判官の職権行使の独立（憲法76条3項）を侵すものもあるから、憲法を含めた我が国の現行の法制度のもとにおいては、許されないというべきであり、本件申立ては、本件刑事事件を審理する裁判体の裁判長の専権事項に関わるもので、他の裁判所においてすることが許されない裁判を求めるものに他ならず、不適法である、とする。

2 原決定の理由2（裁判傍聴権について）

また、原決定は、憲法82条1項は、裁判の公開を制度として保障するものであって、個人が特定の裁判の傍聴を権利として要求できることまで認めたものではなく、報道の自由が憲法21条1項により保障され、取材の自由も十分尊重されるものであることを前提としても、そのことから直ちに、裁判長又は一人の裁判官の法廷警察権の行使について、その裁判長又は一人の裁判官に対し、個人が具体的な作為を求める権利を有するものでもないとした。

しかし、以下に述べるように、原決定の上記判断は不当である。

第2 原決定の理由1に対する批判

1 法廷警察権について

(1) 原決定は、本件において問題となる法廷警察権について、裁判所法76条1項及び2項を根拠として、広範な裁量に基づいて専権的かつ自立的に判断すべきものとする。

しかし、このような原決定の判断は誤りである。

(2) すなわち、第1に、仮に、原決定の言うように、法廷警察権が、法廷の秩序を維持するために、傍聴について予防的な措置を執る権限を付与するものと解されるとしても、それは無制約に許されるわけではない。事件報道に従事する記者等に対して一般の傍聴希望者とは別にいわゆる記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てるか否か、その割当をいかなる範囲でいかなる者に対して行うかに関しては、後述するように、知る権利を実質的に実現する権利である裁判傍聴権に関する問題であることから、裁判長又は裁判官の裁量には一定程度の合理性が必要となるからである。原決定は、裁判長又は裁判官の法廷警察権を過度に重視し過ぎるものであって、このような広範な裁量を認めることは、一方的であり、偏頗であり、不合理である。

(3) 第2に、原決定のように、裁判長又は裁判官の専権的かつ自主的なものとして、法廷警察権を位置づけることは、立法権や行政権に対する司法権の限界の議論に照らし、誤っているからである。

すなわち、通常、司法権の限界として挙げられるものとして、次のものが

ある。

まず、自律権に属する行為であり、通常、懲罰や議事手続など、国会又は各議院の内部事項については自主的・自律的に決定できる権能のことと言う。

ここでは、選挙によって選ばれた議員によって構成された国会や各議院の内部事項が該当するのであって、選挙によって選ばれていない裁判長や裁判官のことは、予定されていないのである。

次に、自由裁量行為と言われるものである。

ここでも、問題となるのは、政治部門の自由裁量に委ねられていると解される行為が問題となるのである（社会経済政策立法、社会権、選挙に関する立法）。つまり、ここでも、選挙によって選ばれた議員によって構成された国会の行う各種の裁量に基づき立法などが該当するのであって、選挙によつて選ばれていない裁判長や裁判官の権限は、司法権の限界として予定されて

いないのである。

このように、原決定は、選挙によって選ばれた国会の内部事項やその立法と選挙によって選ばれていない裁判長や裁判官の権限とを、同一視するものであって、法の支配の観点からも、民主的統制の観点からも、到底、是認できないものである。

(4) 第3に、原決定のように、法廷警察権を優先・重視することは、結果として、法廷警察権の不可侵性・無謬性を認めることになってしまい、事実上、裁判長又は裁判官に対して、「神」のごとき地位・権限を認めることになってしまうことになるからである。

抗告人（債権者）の主張する裁判傍聴権の基礎として認められる憲法上の裁判の公開原則（憲法82条）が、国民による裁判所の監視による裁判の公正の確保という観点から認められた制度であることを考えれば、原決定の言うように、裁判長又は裁判官に対し、法廷警察権に関して、このような広範な裁量を認めることは、憲法82条の趣旨にも反することにもなる。

2 裁判官の独立について

(1) また、原決定は、裁判長又は一人の裁判官に対し、他の裁判所が、民事訴訟又は民事保全の手続において、裁判により特定の者に記者席として法廷内の傍聴席の一部を割り当てる処置を執るべきことを命じ、その履行を強制することは、当該裁判長又は一人の裁判官が自ら行使すべき法廷警察権に直接介入するものであり、当該裁判長又は一人の裁判官の職權行使の独立（憲法76条3項）を侵すものもある、とする。

しかし、このような見解は、誤りである。

(2) すなわち、第1に、司法権の独立とは、広義では、司法権が立法権・行政権から独立していることであり、狭義では、裁判官が、裁判をするにあたって独立して職權を行使することである。

ところで、本件では、具体的な事件における記者席の割当を保全処分によって求めるものであるところ、後述のように、①個人の裁判傍聴権という権利の実現に関するものであり、②仮処分によって、その裁判傍聴権の実現を認めることは、事後的に、国家賠償などの法的手段では、実現できないものを認めることであり、③さらに、これを認めることは、裁判の公正を担保するという公益的・公共的目的にも合致するものであることなどを総合して考えれば、裁判官の裁判権（法廷警察権）の行使に対する直接的介入であったとしても、優越する憲法的権利・利益がある以上、認められるべきである、と言うべきである。

(3) 第2に、司法行政上の監督との関係である。

すなわち、現行法上、司法行政上の監督として、各制度が定められている（裁判所法80条）。

このような司法行政上の監督に関しても、裁判官の独立の観点から、違憲・違法の疑いを考えれば、具体的事件に対する直接的な介入は、問題となる。うる。

しかし、実際において、各裁判所による司法行政上の監督に関して、いまだ、違憲・違法とされた実例はない。つまり、実際には、現場の裁判官らは、裁判官の独立の保障を実現すべく、具体的事件において、裁判権を行使しているのである。

本件においても、抗告人の本件申立を認めた場合であっても、相手方である裁判長は、本来の刑事公判において、裁判権を実現する上において、何ら支障はない、と言うべきである。

(4) 第3に、「裁判官の良心」（憲法76条3項）の解釈の問題である。

憲法76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみ拘束される。」と規定するところ、「裁判官の良心」とは、憲法19条でその自由が保障されている個人的・主觀的な意

味での良心ではなく、客観的な「裁判官としての良心」であると解される。

そして、裁判官の個人的良心と法の命ずるところが食い違った場合には、法が優先するのである。

本件においては、抗告人の裁判傍聴権と裁判長の裁量権が衝突する事案であるところ、裁判傍聴権が優先することもありうるのであり、その場合に仮に傍聴券の交付を当該裁判長に命じたとしても、裁判官の職権の独立を犯すことにはならない。個別具体的な事情を考慮することなく、憲法を含めたわが国の現行法制度の下で許されないとする原判決には理由がない。

3 司法の役割（甲第15号証「抗告人の陳述書」）

以上のとおり、原決定は、法廷警察権においても、裁判官の独立においても、独自の見解を述べていて、極めて違法かつ不当である。

そもそも、原決定は、知る権利、裁判傍聴権という憲法上極めて重要な（優越的地位を有する）権利の実現に関して、極めて、冷淡・消極的である。

これは、「憲法の番人」「人権の砦」として、裁判官の役割を放棄したに等しいものである。

裁判所の叡智ある判断を、抗告人は求めるものである。

第3 原決定の理由2に対して

1 原決定は、レペタ訴訟判決を引用し、裁判傍聴権の具体的権利を否定する。

しかしながら、申立書第1第2項で詳述したとおり、裁判傍聴権には具体的権利性が認められる。

申立書記載の主張を補充すれば、以下のとおりである。

憲法21条1項により保障される知る権利は、積極的に政府情報等の公開を要求することのできる権利である。これ自体としては、抽象的な権利であり、知る権利のみを根拠として、具体的に裁判を傍聴させよとの請求ができるこ

にはならないが、上記レペタ訴訟の趣旨からすると、憲法82条1項がその抽象的な権利をまさに憲法レベルにおいて具体的権利化していると解することができる（甲第16号証、佐藤幸治『日本国憲法』277頁、成文堂、2011年4月20日）。

2 また、原判決は、抗告人が申立書記載の主張において、裁判員法第1条を引用した点につき、独自の見解であり、採用できないとする。

しかし、裁判員裁判制度は、「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。國民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が國民に分かりやすくなる。その結果、司法の國民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。國民が司法に参加する場面において、法律専門家である法曹と参加する國民は、相互の信頼関係の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められる。司法制度を支える法曹の在り方を見直し、國民の期待・信頼に応えうる法曹を育て、確保していくことが必要である。國民の側も積極的に法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、國民のための司法を國民自らが実現し支えていくことが求められる。そもそも、司法がその機能を十全に果たすためには、國民からの幅広い支持と理解を得て、その國民的基盤が確立されることが不可欠であり、國民の司法参加の拡充による國民的基盤の確立は、今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けることができる。また、司法参加の場面で求められる上記のような法曹と國民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現するためには、司法を一般の國民に

分かりやすくすること、司法教育を充実させること、さらに、司法に関する情報公開を推進し、司法の国民に対する透明性を向上させることなどの条件整備が必要である。」（平成13年6月12日付司法制度改革審議会意見書）という要請のもと導入されたものである。

すなわち、レペタ訴訟判決の言い渡された1989年（平成元年）とは異なり、平成における「司法改革」を実現し、裁判員裁判制度が導入された今日においては、裁判傍聴の持つ意味は大きく異なるのであり、本件においてレペタ訴訟判決をそのまま引用することは適当ではないといえる。

前記「司法制度改革審議会意見書」を踏まえた憲法解釈を行えば、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は、今般の司法制度改革の三本柱の一つであり、司法に関する情報公開を推進し、司法の国民に対する透明性を向上させることなどの条件整備によって、司法参加の場面で求められるような法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現することが求められるであるところ、裁判傍聴権を権利として認めることは、まさに、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立につながるものである。

3 以上より、国民である抗告人は、憲法82条1項及び同21条1項に基づき、特定の刑事裁判手続を行う裁判長に対し、傍聴席の割当を求める権利を有している。

第4 結語

よって、抗告人は、抗告の趣旨記載のとおりの裁判を求めるため、即時抗告の申立てをする。

疎 明 書 類

1 甲第 15 号証

抗告人の「陳述書」

1 甲第 16 号証

佐藤幸治「日本国憲法」（抄）

成文堂、2011年4月20日

附 屬 書 類

1 甲号証

各 1 通

1 訴訟委任状

2 通

以 上

記者席割当断行仮処分命令申立書

2011年（平成23年）12月19日

東京地方裁判所

民事第9部御中

債権者代理人弁護士	渡辺 博
同	飯田 正剛
同	久保内 浩嗣
同	大谷 玲奈

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

保全すべき権利

裁判傍聴権

申立ての趣旨

- 債務者は、債権者に対し、平成23年特（わ）第111号政治資金規正法違反被告事件の平成24年1月10日及び同年同月11日の刑事公判について、記者席1席を割り当てよ
- 申立て費用は債務者の負担とするとの裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 当事者

(1) 債権者は、フリーランスのジャーナリストである。神奈川新聞社に在職していたころからの記者歴は、通算29年間となる。神奈川新聞社時代に横浜の司法記者クラブに所属して以来、フリーになってからも現在に至るまで、頻繁に裁判の傍聴取材を行い、オウム真理教の事件では、裁判傍聴記も出版している。また、債権者は、行政改革会議の委員、「行刑改革推進委員会顧問会議」の委員、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」の委員、「検察の在り方検討会議」の委員などを務めたほか、行刑改革、検察改革について衆議院法務委員会に参考人として招致されるなど、行政機関、立法機関からも司法に関する有識者として認知されている。

(2) 債務者は、平成23年特（わ）第111号政治資金規正法違反被告事件（以下「本件事件」という。）を審理する裁判体の裁判長であり、本件事件の傍聴につき、傍聴券を発行することができる者である（裁判所傍聴規則第1条第1項）。

2 裁判傍聴権

(1) 最高裁判所平成元年3月8日大法廷判決（以下「レペタ訴訟判決」という。）は、「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることとなるが」、憲法82条1項の規定は「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでない」と判示している。ただし、同判決は続けて、「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し」、「これを摄取する自由は、右規定（債権者注：憲法21条1項）の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」としている。その上で、法廷における裁判過程を通して国民が裁判内容を知ることは、法廷の特殊性から「知る権利」とまではいえないにしろ、いわば知る自由を憲法上の保障下に置いたものとの趣旨を述べた。

レペタ訴訟判決は、傍聴の権利性を否定しつつも、憲法21条1項を根拠

に情報等の摂取の自由を保障し、この消極的自由が憲法82条によって法廷において認められることになると解したものといえる。

しかし、戦前では政治的色彩の濃い事件につき往々公開停止の措置が取られたため、現行憲法は、その苦い経験から公開停止可能の範囲につき厳格に絞りをかけ、公開主義を徹底させたと同時に、新憲法において国家の営為を国民主権の政治的プロセスにおく重要性が自覚されたという歴史的経緯に照らせば、憲法82条の規定の趣旨はさらに推し進めて解釈できる。憲法82条は、旧憲法59条（裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得）とは異なり、単に国民に裁判を傍聴する機会を与えればよいとの制度的保障にとどまらず、傍聴人に裁判の公正・適正な進行を監視する役割をも担わせようとしたものと解するのが妥当である。

ここにいう国民主権の政治プロセスは、表現の自由を保障する憲法21条1項を核として、他に同13条ないし19条等の規定によって裏付けされる。そうであれば、憲法82条の規定には、裁判の公開の反射的な効果としてではなく、直接に、国政情報へのアクセス権の一環としての裁判傍聴権が内包されていると解することができる（甲2の1、三井誠「刑事裁判の公開と訴訟指揮・法廷警察」『法学教室』187号、99頁（有斐閣、1996年4月号）、甲2の2、奥平康弘『憲法III・憲法が保障する権利』345頁（有斐閣法学叢書、1993年））。

さらに、2009年（平成21年）5月21日から、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとして（裁判員法第1条）裁判員裁判制度が導入されており、同制度の目的達成のためには、裁判の公開をこれまで以上に憲法21条と不可欠に結びつくものとして理解されなければならず、裁判傍聴権は具体的の権利として認められる必要がある。

(2) したがって、債権者は、憲法21条1項及び同82条1項に基づく人権と

して裁判傍聴権を有する。傍聴人は公判廷でのやり取りを見聞、メモ等することで裁判の公正・適正な進行を監視するという役目を果たすのであるが、公判のテレビ中継等が行われていない以上、傍聴席において実際に公判を傍聴する他に裁判を傍聴する方法はない。そうすると、裁判傍聴権の具体的内容として、裁判所に対して傍聴席の割当を求める権利が含まれていると解される。

3 裁判長の合理的裁量

(1) 上記のように、債権者が裁判傍聴権を有しているとしても、法廷の傍聴席には限りがあるため、他の国民の裁判傍聴権との調整が必要となる。

このように、傍聴を希望する者の数が傍聴席の数を超える場合、裁判長は法廷警察権を行使し、何らかの方法により傍聴できる者を選ばなければならず、これは裁判長の裁量に委ねられている。

もっとも、裁判長の裁量も無制限ではなく、国民の憲法上の権利の調整を図るものなのであるから、合理的なものでなくてはならず、運用の仕方によっては裁量権の濫用になり（甲2の3、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法II [第4版]』257頁（有斐閣、2006年））、憲法14条1項に違反することもあり得るのである。

一般の傍聴希望者間の裁判傍聴権の調整を図る場合、現在東京地方裁判所において行われているように、抽選によって、傍聴券を取得できた者が傍聴することができるとする方法は、各人が同じように有する裁判傍聴権同士の調整である限りにおいては、極めて合理的な措置と考えられる。

(2) しかし、債権者のようなジャーナリストは、その者自身が裁判傍聴権を有するのみではなく、当該ジャーナリストが報道する記事を読むなどすることにより、国民の知る権利が実現されるという点で、一般の傍聴希望者と区別されるべきである。すなわち、ジャーナリストが裁判を傍聴し、その事実を報道することにより、国民は当該裁判の内容を知り、裁判の公正・適正な進

行を監視でき、また、裁判全般についての理解を深めることにより、司法に対する国民の理解と信頼向上に資することになるのである。このようなジャーナリストが果たす機能、公共性等に鑑みるとジャーナリストをそれ以外の一般国民に優先して傍聴させる取扱いをすることについて合理性が認められる。

これは、現在、多くの裁判所が記者席を設けて、司法記者クラブ所属の記者等に対して優先的に傍聴できるようにしていることからも明らかである。

もちろん、債権者は、記者席の割当を求める自称「ジャーナリスト」の全てに記者席を確保することまでも求めるものではない。

(3) そこで、裁判長としては、報道を介しての国民の知る権利の実現と、傍聴希望者の裁判傍聴権との調整を図るために、国民の知る権利に資する報道をすることのできる能力、資質を備えているジャーナリストに限って傍聴席を確保すべきである。そして、傍聴を希望するジャーナリストが前記能力、資質を備えているか否かを判断するにあたっては、ジャーナリストの過去の経験、報道内容、報道の相手方として想定される読者等の範囲、傍聴の対象となる事件の内容等の事情を総合的に判断すべきである。

(4) 近年、インターネットの普及に伴い、報道の速報性に関して、新聞社、テレビ局などの報道機関とフリーランスのジャーナリストとの間にもはや差異はない。むしろ、ツイッターやフェイスブックといったインターネット上の多様なツールを用いることで、フリーランスのジャーナリストの報道の方が報道機関の報道に比して速報性に優れる場合もある。

また、情報の受け手である国民は、インターネットを利用して、多様な情報を容易に収集することができる状況にある。このような状況において、国民の知る権利を実現するために求められるのは、異なった視点からの多様な情報を提供することである。

このように情報発信受信手段が多様化し、それに伴い情報の受け手である

国民が必要とする情報も多様化しているのであるから、司法記者クラブ所属の記者だけでなく、フリーランスのジャーナリストにも記者席を割り当てる必要性は極めて高いのである。

(5) この点、裁判所が、傍聴席割当を希望するジャーナリストについて傍聴席を割り当てるか否かを個別に審査することは、時間的制約等から困難とも思える。しかし、当該ジャーナリストの経歴、発表予定の媒体など客観的な情報が提供されれば、当該ジャーナリストが、司法記者クラブ所属の記者に求められるのと同程度に裁判の迅速かつ正確な報道を行うことができるか否かを判断することは困難ではない。

(6) したがって、単に、形式的に司法記者クラブ所属の報道機関の記者にのみ記者席を割り当て、フリーランスのジャーナリストについて記者席を割り当てないというように区別して取り扱うといった措置は合理的な裁量の範囲を逸脱するものであり、憲法14条1項に反するものである。

4 債権者の実績

(1) 債権者は、1982年（昭和57）年4月から1987年（昭和62年）12月までの5年8ヶ月間、神奈川新聞社に勤務していた。債権者は同社の社会部に所属し、県警記者クラブ、司法記者クラブを担当した後、遊軍記者となった。そして、遊軍記者時代に担当した連載記事により、1987年（昭和62年）の日本ジャーナリスト会議によるJ C J 奨励賞を受賞した。このように、債権者は新聞社において取材、記事について十分な訓練を積み、賞を受賞するほどの能力を身につけており、裁判傍聴の結果を正確に報道することは担保されている。

(2) 債権者は、神奈川新聞社を退社後、フリーランスになってからも、刑事司法やその後の行刑、保護に関する分野に関心、問題意識をもって、多くの刑事裁判を取材し、報道してきた。特に、オウム真理教に関する事件では、公判を傍聴し、その取材結果を週刊文春に連載して、その後、連載記事をまと

めて加筆したものを『「オウム真理教」裁判傍聴記①、②』（文藝春秋刊）として出版している。

そのほか、債権者は、社会問題を独自の視点で取材し、社会に問題提起するような著書を多数出版している。その功績が認められ、債権者は、1995年（平成7年）に菊地寛賞を、1996年（平成8年）に「オウムに関する早期からの取材執筆活動に対して」により、編集者が選ぶ雑誌ジャーナリズム賞企画賞を、2011年（平成23年）には「村木厚子独占手記『私は泣かない、屈さない』」により、編集者が選ぶ雑誌ジャーナリズム賞作品賞を受賞しており、新聞やテレビなどからも頻繁にコメントを求められている。

また、債権者は、ジャーナリストとしての仕事に加え、以下のとおり、行政機関の委員会の委員となったり、衆議院法務委員会の参考人として召致されたり、大学教授となるなどの経験をしてきた。

ア 債権者は、2003年（平成15年）、法務省の設置した行刑改革会議の委員となつた。同会議の提言をもとに、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定されている。

また、債権者は、2004年（平成16年）から2005年（平成17年）にかけて、上記提言に沿つた改革が行われているかについて意見を述べる「行刑改革推進委員会顧問会議」のメンバーにもなつた（甲3の1）。
イ 2005年（平成17年）から2006年（平成18年）にかけて、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律では対象外とされていた未決拘禁者の処遇等について改革を行うため、法務省などが設置した「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」の委員を委嘱された（甲3の2）。

ウ 2010年（平成22年）11月から2011年（平成23年）3月にかけて、大阪地検特捜部による村木厚子厚生労働省元局長への操作と証拠改ざん、犯人隠避の問題を受けて、法務大臣の下に作られた「検察の在り方検討会議」の委員となり、検察改革のための提言作りに関与した（甲3

の3)。

エ 2005年(平成17年)4月5日には、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案(内閣提出第七七号)について、2011年(平成23年)5月18日には、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件(検察の在り方にかかる諸問題)について、衆議院法務委員会に参考人として出席した(甲3の4、5)。

オ 2007年(平成19年)4月から2008年(平成20年)3月まで、獨協大学特任教授となり、「新聞の読み方テレビの見方」などの講座を受け持ち、事件報道などを多角的に見る必要性等を学生に伝えた。

このように、債権者は、行政機関、立法機関などからも司法に関する有識者として認知されている。

(3) 債権者は、フリーランスのジャーナリストとして、本件事件に関連するいわゆる「陸山会事件」の刑事公判を傍聴することを続けてきたばかりか、本件事件の刑事公判に関して、毎回、傍聴を続けてきた者である。

すなわち、債権者は、本件事件に関連するいわゆる「陸山会事件」に関して、月刊誌「世界」に2回(甲4の1、「『陸山会事件』とは何だったのか」2011年(平成23年)10月号掲載、甲4の2、「原則を棄てた裁判所」2011年(平成23年)12月号掲載)、その刑事公判の傍聴を踏まえた記事を書いた。

また、債権者は、本件事件に関して、前述したように、月刊誌「世界」に、「原則を棄てた裁判所」(2011年(平成23年)12月号掲載)の記事を執筆したほか、日刊紙「日刊スポーツ」に、毎回にわたり、合計10回(2011年(平成23年)10月7日、同年同月15日、同年同月29日、同年11月2日、同年12月1日、同年同月2日、同年同月8日、同年同月9日、同年同月16日、同年同月17日)、「江川紹子の目」として、その刑事公判の傍聴を踏まえた記事を書いてきている(甲5の1ないし10)。

(4) 月刊誌「世界」は、1946年（昭和21年）に創刊以来、良質な情報と深い学識に支えられた評論によって、戦後史を切り開いてきた雑誌であり、少なからず影響力を有する雑誌である。また、日刊スポーツは、全国において総部数166万部以上の発行部数があり、これは、司法記者クラブに加盟し、本件事件でも記者席の割り当てを受けている産経新聞の発行部数約175万部に匹敵するものである（甲6、7）。そして、日刊スポーツは、日本社会を支える30代から50代を中心として20代から70代まで幅広い年代の読者に読まれており、政治・経済・社会面の記事は、男女問わず7割以上の読者がほとんど毎日読んでいる（甲6）。

また、債権者のツイッターは9万以上のフォロワーがおり、債権者はツイッターを利用して本件事件に関する情報提供を行っているが（甲8）、「新聞では伝えられていないことが分かった」と多くの人に評価されている（甲1）。

(5) 月刊誌「世界」の質の高さ、日刊スポーツの発行部数や読者層、債権者のツイッターのフォロワー数を考えれば、債権者は、多くの多様な国民の知る権利に実質的に貢献し、知る権利を実現している。このように、いわゆる「陸山会事件」や本件事件に関する国民の知る権利が確実に実現されたものであり、債権者の記事やツイッターを待っている国民が多数存在する以上、実質的に判断すれば、少なくとも本件事件に限り、債権者に優先的に傍聴できる権利があることは明らかである。

5 本件事件の傍聴席の状況

本件事件においては、傍聴券を取得するために、多くの「傍聴希望者」が列を作っているが、実際、刑事公判においては、特に一般傍聴席に空席が目立つている。本件事件の第7回公判の際、一般傍聴席はそのおよそ半分が空席であり、午後になるとさらに空席が増えた（甲1、9）。

これは、記者席を割り当てられている報道機関がさらに傍聴席を得ようとし

て、又はその他の報道機関などが傍聴席を得ようとして、その社員や抽選により傍聴券の当たる確率を上げるために雇われたアルバイトを並ばせているからである。結局、必要数より多く当たってしまった分の傍聴席が空席とされているのである。

このような現状がある以上、現在記者席として確保している傍聴席に加え、一般傍聴席のひとつを、記者席として債権者に割り当てたとしても、不都合は生じない。

また、最近は報道記者席も空席が認められるようになっている。たとえば、直近の2011年（平成23年）12月15日の公判においては10席以上、同月16日の公判においては5席以上が開廷時に空席だったのである（甲1）。現在、司法記者クラブ等に割り当てている記者席の1席を債権者に割り当てたとしても、不都合は生じない。

債務者は、本件事件の公判において、傍聴席の上記のような状況を把握しているのであるから、記者席として確保する傍聴席の数及びそれを割り当てる対象者を検討する際、現状を十分に考慮すべきである。

6 以上より、債権者は、裁判傍聴権に基づき、本件事件の2012年（平成24年）1月10日及び同年同月11日の刑事公判について、記者席1席の割り当てを求めることができる。

第2 保全の必要性

1 従前の事実経過（甲1）

（1）2011年（平成23年）10月中旬

債権者は、知り合いの雑誌記者から、東京地方裁判所では、フリーランスでも、刑事公判の傍聴の申込を受け付けていることを聞き、申請をすることにした。

（2）2011年（平成23年）10月24日

債権者は、東京地方裁判所総務課に対し、「記者席割り当てのお願い」と題する書面を提出した（甲10）。

債権者が提出しようと用意していた書面には、債権者が刑事公判の傍聴を希望する日が書いていなかったので、東京地方裁判所総務課の職員（以下「総務課職員」という。）から、その希望日を記載するように言われ、債権者が、「全期日です。」と答えたところ、分かっている期日を手書きでいいから書くように指示されたため、債権者は、その場で、全期日を書き加えた。

なお、本件事件の刑事公判期日は、新聞等で公表されている。

総務課職員からは「次の期日が迫っているので、どうか分かりませんよ」と言わされたため、債権者は、「できるだけお願ひします。」とお願いして帰った。

(3) 2011年（平成23年）10月27日

総務課職員から、債権者の携帯電話に対して、電話があり、総務課職員は、「10月28日と11月1日の公判に関しては認められませんでした。」と述べた。

債権者が、その理由を尋ねるも、総務課職員は、「それはお伝えしないことになっている。」と言うだけだった。

さらに、債権者が、それは誰が決めたのかと聞くと、総務課職員は、「東京地裁ではそうなっている。」と言うため、債権者が、「裁判長はなんと言っているのか。」と聞いたところ、総務課職員は、「裁判長もそのように言っている。」と述べた。

債権者が、「本当に裁判長がそう言ったのか。」「裁判長は、実際になんと言ったのか。」など重ねて聞いても、総務課職員は「そうなっている。」という趣旨のことを繰り返すだけだった。

そこで、債権者は、「申請から裁判の期日までに時間が短すぎて対応できなかった、ということではないのか。」と聞いたが、総務課職員は「お答え

できない。」を繰り返すばかりだった。

そのため、債権者が、「せめて文書で回答が欲しい。」とお願いしたが、総務課職員は、「回答は口頭ですることになっている。」と言うだけだった。

債権者の感触では、電話で応対した総務課職員は、途中で上司らしい人に相談していたようだが、結局、それ以上の回答は得られなかった。

(4) 2011年（平成23年）10月28日もしくは同年同月31日

債権者は、東京地方裁判所総務課に赴き、今後の期日についての回答はいつあるのかを聞いたが、総務課職員は、債権者に対し、「裁判長が判断してから。」「いつになるか分からない。」ということを述べるだけだった。

そこで、債権者は「裁判の間際ではなくできるだけ早く回答が欲しい。」とお願いして帰った。

(5) 2011年（平成23年）11月22日

総務課職員から、債権者の携帯電話に対し、電話がかかってきた。総務課職員は、債権者に対し、「11月30日と12月1日の公判については認められませんでした。」と述べた。

債権者がその理由を問うても、前回と同様に、総務課職員は、「お答えしないことになっている。」を繰り返すばかりだった。

債権者が、それは裁判長の言葉かと聞くと、総務課職員は「そうです。」と答えたので、債権者が、「裁判長は具体的に何と言ったのか。」と尋ねたが、当該担当者は、「一言一句を言うことはできない。」と言うだけだった。

そこで、債権者が「こうして、毎回、公判の間近になって『今回と次回は駄目です』ということを繰り返し、ずるずる最後までいくのではないか。」と問うと、当該担当者は、「それは分かりません。」と言うばかりで、いかにも事務的な回答だった。

(6) 2011年（平成23年）11月25日

債権者は、東京地方裁判所刑事第11部に対し、債権者代理人らを代理人

として、「要望書」と題する書面を提出した（甲11）。

(7) 2011年（平成23年）11月28日

債権者代理人飯田正剛は、東京地方裁判所総務課の片山氏との間において、次のようなやり取りをした。

すなわち、片山氏は、飯田正剛弁護士に対して電話により、「11月30日の公判については認められませんでした。」と述べた。
飯田正剛弁護士が、文書による回答を求めたところ、片山氏は「文書では回答しないことになっている。」と述べた。

さらに、飯田正剛弁護士が、11月30日の記者席1席の割り当てを認めない理由を問うたところ、従来と同様に片山氏は「具体的な理由についてはお答えしないことになっている。」と述べた。

ただ、飯田正剛弁護士が、片山氏とやり取りをしていた中で、片山氏はあくまでも一般論であるとして、東京地方裁判所において、刑事公判の傍聴に関する話題は、法廷警察権の一環として対応しているとの話をした。

(8) 2011年（平成23年）12月2日

総務課職員から、債権者の携帯電話に電話がかかってきた。総務課職員は、これまでの対応と同様、次回と次々回の公判については許可が下りなかつた、理由は説明しないことになっている旨述べた。

2 以上の事実経過から、本件事件の2012年（平成24年）1月10日及び同年同月11日の刑事公判についても、総務課職員から、記者席の割り当てが認められないとの連絡が来ることが予想される。

3 そして、これまで債権者が本件事件の刑事公判を傍聴することができたのは、傍聴券の抽選のために並んで、たまたま傍聴券の当たった者から、厚意で譲り受けることができたからである。

しかし、2012年（平成24年）1月10日及び同年同月11日は、本件事件の被告人質問が予定されていることもあり、これまでのように債権者が傍

聴券を入手することは非常に困難となる。

4 裁判傍聴権は、当該期日の公判を傍聴する権利であり、後日、記録を見たり、他の報道機関による報道を通じて知ることでは満たされない権利である。また、債権者自身が本件事件を傍聴しなければ、これまでのような記事を書くことはできず、国民の知る権利をも侵害することとなる。

以上のとおり、記者席が割り当てられなければ、債権者の憲法上保障された権利が実現できず、債権者に金銭では償うことのできない著しい損害が生じることは明らかである。

第3 結語

よって、債権者は債務者に対し、上記刑事公判の記者席の割り当てを求めるため、本申立てに及んだ次第である。

以上

疎明方法

- 1 甲第1号証 債権者（江川紹子）の陳述書
- 2 甲第2号証の1 法学教室187号（1996年4月号）
- 3 甲第2号証の2 奥平康弘「憲法III・憲法が保障する権利」
- 4 甲第2号証の3 野中俊彦ほか「憲法II〔第4版〕」
- 5 甲第3号証の1 法務省：行刑改革推進委員会顧問会議
- 6 甲第3号証の2 有識者会議
- 7 甲第3号証の3 檢察の在り方検討会議第1回会議 議事録
- 8 甲第3号証の4 第162回国会法務委員会第10号会議録
- 9 甲第3号証の5 第177回国会法務委員会第12号会議録
- 10 甲第4号証の1 債権者（江川紹子）「『陸山会事件』とは何だったのか」
- 11 甲第4号証の2 債権者（江川紹子）「原則を棄てた裁判所」
- 12 甲第5号証の1ないし10

11年10月7日、同年同月15日、同年同月29日、同年11月2日、同年12月1日、同年同月2日、同年同月8日、同年同月9日、同年同月16日、同年同月17日)

- | | | |
|----|--------|--------------------------|
| 13 | 甲第6号証 | NIKKAN SPORTS 2011 |
| 14 | 甲第7号証 | 産経新聞媒体資料インターネット版 |
| 15 | 甲第8号証 | 債権者のツイッターページ |
| 16 | 甲第9号証 | m s n 産経ニュース(2011年12月7日) |
| 17 | 甲第10号証 | 記者席割り当てのお願い |
| 18 | 甲第11号証 | 要望書 |

附 屬 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 甲号証写 | 各1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 2通 |